

主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で再審査請求人に対してした後記「理由」欄第2記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるとのことである。

第2 事案の概要

本件は、糖尿病性網膜症(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとし、平成〇年〇月〇日(受付)、いわゆる事後重症による請求として、国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の裁定を請求した請求人に対し、厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で、「障害厚生年金を受給するためには、傷病の発病日が厚生年金保険の被保険者であった間であることが要件の1つとなっていますが、現在提出されている書類では、当該請求にかかる傷病(糖尿病性網膜症の原因である糖尿病)の発病日が昭和〇年〇月〇日(厚生年金保険の被保険者であった間)であることを確認することができないため。」という理由により、障害給付の請求を却下した処分(以下「原処分」という。)をしたところ、請求人が原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に再審査請求した事案である。

第3 当審査会の判断

- 1 障害厚生年金を受けるためには、①対象となる障害の原因となった傷病(その障害の直接の原因となった傷病が他の傷病に起因する場合は当該他の傷病。以下同じ。)に係る初診日(注:発病日が昭和61年4月1日前である場合は発病

日。)において厚生年金保険の被保険者であったこと(以下「資格要件」という。)、② 初診日の前日において、保険料納付等に係る所定の要件(以下「保険料納付要件」という。)を満たしていること、及び、③ 当該障害の状態が、障害認定の基準となる時点(本件の場合は裁定請求日)において、障害等級3級以上に該当していること(以下「程度要件」という。)が必要とされる。なお、障害等級2級以上の障害厚生年金を受給する者には、併せて障害基礎年金が支給されるとされている。

- 2 本件の場合、前記第2記載の理由によってなされた原処分に対して、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、第1に、当該傷病に係る初診日または発病日(以下、両者を意味する日として便宜上「初診日」という。)がいつかであり、その時点で請求人が資格要件を満たしているかどうかであり、満たしていると認められた場合には、第2に、初診日の前日において、保険料納付要件を満たしているかであり、第3に裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態(以下「本件障害の状態」という。)は、厚年法施行令(以下「厚年令」という。)別表第1に定める程度(障害等級3級)、あるいは国年法施行令(以下「国年令」という。)表に定める程度(障害等級1級又は2級)に該当すると認められるかどうかである。

- 3 当該傷病又は当該傷病の前にある当該傷病と相当因果関係のある傷病(当該傷病の前駆症状と認められるものを含む。)の初診日または発病日(以下「本件初診日」という。)がいつと認められるかについて検討する。

発病日(昭和61年4月1日以前に限る。以下同じ。)及び初診日に関する証明資料は、それらの日を障害給付の受給権発生の基準となる日と定めている趣旨からいって、直接診療に関与した医師又は医療機関が作成したもの、又はこれに準ず

るような証明力の高い資料（以下、これらの諸要件を満たすと認められる資料を、便宜上、「初診日認定適格資料」という。）でなければならないと解するのが相当である。

そして、国年法及び厚年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁から発出され、同庁の廃止後は厚生労働省から発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされ、当審査会も障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、これに依拠するのが相当であると考えている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（平成24年9月1日改正）（以下「認定基準」という。）の「第1 一般的事項」には、「初診日とは、障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）の診療を受けた日をいい、具体的には、① 初めて診療を受けた日（治療行為又は療養に関する指示があった日）、② 同一傷病で転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日、③ 健康診断により異常が発見され、療養に関する指示を受けた場合は、その健康診断日、④ 障害の原因となった傷病の前に、相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日が、それぞれ初診日となるとされ、「相当因果関係がある」とは ある行為（事象）からそのような結果が生じるのが経験上通常である場合に、ある行為（事象）とその結果には因果関係がありとするのが相当因果関係という考え方であり、そのような考え方の上にたって、前の疾病又は負傷がなかったならば後の疾病（通常、負傷は含まれない。）がおこらなかったであろうと認められる場合は、相当因果関係があるとみて前後の傷病は同一傷病として取り扱われる。

このような観点から本件をみるに、本件において初診日認定適格資料として取り上げられるべきものは、① a 病院・A 医師作成の平成〇年〇月〇日現症に係

る同日付診断書（以下「本件診断書」ともいう。）、② b 病院・B 医師作成の平成〇年〇月〇日付受診状況等証明書、③ b 病院・C 医師作成の平成〇年〇月〇日付入院証明書（診断書）、④ c 病院・D 医師作成の平成〇年〇月〇日付受診状況等証明書、及び⑤ 請求人に係る平成〇年〇月〇日交付の身体障害者手帳があり、これら各資料（以下「資料①」などという。）をみると、次のとおりである。

すなわち、資料①は、傷病名には当該傷病の他に「続発緑内障」が掲げられた上で、傷病の発生日月及び初めて医師の診療を受けた日は、ともに「不詳（診療録で確認）」、傷病の原因又は誘因は、「糖尿病 初診年月日（平成〇年〇月〇日）」、既存障害は「視力視野」、既往症は記載なく、傷病が治ったかどうかについては「傷病が治っていない場合」として、症状の良くなる見込は「不明」、診断書作成医療機関における初診時所見（初診年月日：平成〇年〇月〇日）として、「上記診断にて加療目的に受診（以下、省略）」と記載されている。資料②は、当時の診療録より記載したものとした上で、傷病名は、「糖尿病」、発病年月日は「不詳」、傷病の原因又は誘因は「不詳」、発病から初診までの経過は「不詳」、初診年月日は「平成〇年〇月〇日」、終診年月日は「平成〇年〇月〇日」、終診時の転帰は「中止」、初診より終診までの治療内容及び経過の概要は、「東日本大震災（平成23年3月11日）の影響で、旧カルテを廃棄したため、平成〇年〇月〇日以後の経過ならわかるので、それを記述します。平成〇年〇月〇日より糖尿病にて小院外来に通院していました。インスリン自己注射及び内服薬（ガンマー、ムコスタ等）を月1回の割合で処方し、病状はおちついていましたが、H〇年〇月〇日以来来院していません。」とされている。資料③は、入院の原因となった傷病名を「糖尿病」、治療期間は「初診 〇年〇月〇日～ 〇年〇月〇日現在加療中」、「第1回目 入院 〇年〇

月〇日～退院 〇年〇月〇日」、発病（受傷）から初診までの経過は「3年前より口渇」、初診時の所見および経過は、「血糖359 HbA1c16 インスリン自己注射を指導し、改善した。」とされている。資料④は、当時の診療録より記載したものとした上で、傷病名は、「増殖性糖尿病網膜症」、発病年月日は「不明」、傷病の原因又は誘因は、「糖尿病」、発病から初診までの経過は「H〇.〇月頃から両目見えにくくなったとのことで、H〇.〇.〇来院」、初診年月日は「平成〇年〇月〇日」とされている。資料⑤は、「身体障害者等級表による級別」は「1級」、「糖尿病性網膜症による視力障害 右0.0 左0.01 1級」、「糖尿病性網膜症による視野障害 2級」とされている。

以上の各資料から、請求人の主張を裏付けるものは何もないから、昭和〇年〇月〇日を初診日と認めることはできないが、請求人は、平成〇年〇月〇日に、糖尿病によりb病院に入院加療を受けており、同日を本件初診日と認めるのが相当である。

そして、請求人に係る被保険者記録照会回答票（資格画面）によると、請求人は、本件初診日において、厚生年金保険の被保険者であり、かつ、その前日において、所定の保険料納付要件を満たしていることが認められる。審理期日においても、保険者代理人は、仮に初診日を平成〇年〇月〇日とした場合、請求人は保険料納付要件を満たしている旨陳述した。

4 次に裁定請求日当時の障害の程度について判断する

国年令別表は障害等級2級及び1級の障害給付が支給される程度を、厚年令別表第1は障害等級3級の障害厚生年金が支給される障害の程度を、それぞれ定めているが、請求人の当該傷病による障害にかかわるものとしては、1級については、「両眼の視力の和が0.04以下のもの」（1級1号）及び「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする

病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」（1級9号）が、2級については「両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの」（2級1号）及び「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」（15号）が、3級については「両眼の視力が0.1以下に減じたもの」（3級1号）が、それぞれ掲げられている。

そうして、認定基準第3第1章の「第1節/眼の障害」によると、眼の障害は、視力障害、視野障害、調節機能障害及び輻輳機能障害又はまぶたの欠損障害に区分するとされ、視力障害については、屈折異常のあるものについては、矯正視力を測定し、これにより認定し、矯正視力とは、眼科的に最も適正な常用し得る矯正眼鏡又はコンタクトレンズによって得られた視力をいい、両眼の視力は、両眼視によって累加された視力ではなく、それぞれの視力を別々に測定した数値であり、両眼の視力の和とは、それぞれの測定値を合算したものをいうとされている。

そうして、本件障害の状態は、本件診断書によれば、視力障害であり、右眼は、裸眼で「0」、矯正視力の記載はなく、左眼は裸眼、矯正いずれも「0.06」とされており、それは、国年令別表に掲げる2級1号の「両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの」に該当する。なお、視野の記載はなく、調節機能・輻輳機能も「なし」とされているが、これらは異常所見がなしという意味と認められる。

5 以上みてきたように、請求人の当該傷病に係る初診日を平成〇年〇月〇日と認めるのが相当であり、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態は、国年令別表に定める障害等級2級に

該当すると認められることから、前記第2記載の原処分は相当ではなく、これを取り消すこととし、主文のとおり裁決する。